

改正案

現行

<p>（会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲） 第五条の二 法第三十二条第五項に規定する政令で定める規模に達しない信用金庫は、その事業年度の開始の時にける預金及び定期積金の総額（以下この条及び第五条の五において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない信用金庫とする。</p> <p>2 信用金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額が新たに五十億円を下回ることとなった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二条第五項に規定する金庫に該当するものとみなす。</p> <p>3 信用金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額が新たに五十億円以上となった場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する転換をいう。第五条の五において同じ。）後の信用金庫又は合併により設立された信用金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時にける預金等総額が五十億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二条第五項に規定する金庫に該当しないものと</p>	<p>（会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲） 第五条の二 法第三十二条第五項第一号に規定する政令で定める規模に達しない信用金庫は、その事業年度の開始の時にける預金及び定期積金の総額（以下この条及び第五条の五において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない信用金庫とする。</p> <p>2 信用金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額が新たに五十億円を下回ることとなった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二条第五項第一号に掲げる信用金庫に該当するものとみなす。</p> <p>3 信用金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額が新たに五十億円以上となった場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する転換をいう。第五条の五において同じ。）後の信用金庫又は合併により設立された信用金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時にける預金等総額が五十億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二条第五項第一号に掲げる信用金庫に該当しな</p>
---	--

みなす。ただし、当該信用金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

(信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用)

第八条の二 法第五十三条第六項第四号及び第五十四条第五項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える信託業法 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条の二第三項 第三号	取締役及び監査役(監査等委員会設置会社)にあっては取締役	理事及び監事

いものとみなす。ただし、当該信用金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

(信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用)

第八条の二 法第五十三条第六項第四号及び第五十四条第五項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える信託業法 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条の二第三項 第三号	取締役及び監査役(委員会設置会社)にあっては取締役及び執	理事及び監事

(略)		
(略)	、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)	
(略)		

2・3 (略)

(清算人等)について準用する会社法の読替え)

第九条の三 法第六十四条の規定において金庫の清算人については会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	第三百五十七条第一	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			株式会社	清算金庫

(略)		
(略)	行役、持分会社にあつては業務を執行する社員)	
(略)		

2・3 (略)

(清算人)について準用する会社法の読替え)

第九条の三 法第六十四条の規定において金庫の清算人については会社法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項	第三百五十七条第一	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			(新設)	(新設)

第四百三十条(見出)	第三百八十六条第二項		第三百八十一条第二項、第三百八十五条第一項及び第三百八十六条第一項(見出しを含む。)	第三百六十一条第一項	第三百六十条第一項		株主(監査役設置会社にあつては、監査役)
	監査役設置会社	株式会社			株式会社	株式を有する株主	
役員等	第三百四十九条第四項		監査役設置会社	株式会社	株式会社	株式を有する株主	株主(監査役設置会社にあつては、監査役)
清算人又は監事	清算金庫	信用金庫法第三十条の九第一項	清算金庫	清算金庫	清算金庫	会員である者	監事

第四百三十条(見出)	第三百八十六条第二項		(新設)	(新設)	第三百六十条第一項		株主(監査役設置会社にあつては、監査役)
	(新設)	第三百四十九条第四項			(新設)	(新設)	
役員等	(新設)	第三百四十九条第四項	(新設)	(新設)	(新設)	株式を有する株主	株主(監査役設置会社にあつては、監査役)
清算人又は監事	(新設)	信用金庫法第三十条の九第一項	(新設)	(新設)	(新設)	会員である者	監事

2 | 法第六十四条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴え
 について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技
 術的読替えは、次の表のとおりとする。

しを含む。)	株式会社	清算金庫
読み替える会社法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一 項及び第三項から第 五項まで	株式会社	清算金庫
第八百四十八条	株式会社又は株式交 換等完全子会社(以 下この節において「 株式会社等」とい う。)	清算金庫
第八百四十九条第一 項	株式会社等	清算金庫

(新設)

しを含む。)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

<p>第八百四十九条第三項 第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで、第八百五十二条第一項及び第二項並びに第八百五十三条第一項</p>	<p>第八百四十九条第三項第一号</p>	<p>第八百四十九条第三項</p>
<p>株式会社等</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>株式会社等の区分 株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社</p>
<p>清算金庫</p>	<p>清算金庫</p>	<p>清算金庫の区分 清算金庫が、</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

